

令和 2 年 4 月 30 日

市川市長 村越 祐民殿

急事態宣言への迅速かつ適切な対応を求める議員有志の会

共同代表 増田 好秀

清水みな子

市川市の経済対策の充実を求める申し入れ

新型コロナウイルスの感染者は 4 月 29 日現在、全国で 14,000 人を超え、千葉県では 832 人を超え大きく広がっています。7 都府県に 4 月 7 日に緊急事態宣言が発出され、市川市は 4 月 17 日、市長が記者会見を行い、経済対策を発表し、事業者緊急支援事業臨時給付金、減収対策緊急支援給付金の申請を 4 月 22 日から開始するなど、全県でも注目される対策を行いました。

私たち有志議員の会 11 名は、新型コロナウイルスの感染が市川で発生してから、今まで、4 回にわたる申し入れを行い、様々な対策を提案してきました。今回の本市の経済対策を受け、多くの市民の皆さんにその内容を知らせるとともに、意見交換などを行ってきたところですが、市民から寄せられたご意見、そして、私たちも内容を精査した結果、本市の経済対策で早急に変更などが必要と思われます。事業者緊急支援事業臨時給付金では NPO を支給対象から外すことにより、例えば、社会福祉法人の保育園は対象とはならないが、株式会社の運営する保育園は対象になる、減収対策緊急支援給付金では所得の高い人ほど支給額が高くなり、所得の低い人ほど支給額が少なくなるなど、本当に必要な人には給付金が支給されなくなるなどの現象が出てくることとなります。

市民が安心して暮らせるよう、必要などころを変更し、内容をさらに充実していただくよう 5 度目の申し入れを行うことといたしました。また、財源については前回 4 度目の申し入れの時に明らかにしてあります。

申し入れ事項

1. 事業者緊急支援事業臨時給付金では、白色申告者に対して開業届の提出を給付の条件としているが、この条件は大部分の白色申告者の給付から排除するものです。白色申告者への開業届の提出を申請条件とすることをやめるようにしてください。
2. 事業者緊急支援事業臨時給付金では、NPO 法人は給付対象となっておりません。NPO 法人は利益を目的としてはいませんが、事業体であることは当然であり、まちづくりや地域社会づくりにおいて大変大きな役割を担っていることは市としても認めているところです。事業者緊急支援事業臨時給付金の対象としないとしたことには合理的根拠がありません。事業者緊急支援事業臨時給付金の対象に NPO 法人も入れてください。
3. 医療法人、社会福祉法人も事業者緊急支援事業臨時給付金の対象としてください。
4. 減収対策緊急支援給付金では所得の低い人ほど給付金が少なく、所得の高い人ほど給付

金が多いという仕組みとなっています。税金の中心的な役割は所得再配分であるという点から考えても、新型コロナウイルス感染で困っている市民を支援するという点から考えても、所得の低い人から重点的に支給する仕組みに抜本的に変えてください。

5. 国民健康保険加入者が新型コロナウイルスに感染したときに傷病手当を支給するとしているが、対象は給与所得者に限定されています。傷病手当支給の対象に事業所得者も含めるようにしてください。
6. 市川市が発熱外来診療を行うための場所、資材を用意し、市川市医師会と協議のうえで発熱外来を行い、必要な市民が PCR 検査でき、無症状の人も収容できるような体制を作り、市民が安心して生活できるようにしてください。
7. 新型コロナウイルス検査で陽性になり、自宅療養している市民、また、濃厚接触で自宅待機となっている市民に対して、安否確認、ゴミ出し、食事の提供など待機者が安心して暮らせる援助を行う体制を作ってください。